

給与規定

(総 則)

第1条 この規定は、別表の雇用契約書にもとづき、職員の給与について定める。

(給与の種類)

第2条 職員の給与は、時給制とし、それぞれ次に掲げる区分により支給する。

- (1) 時給
- (2) 交通費

(給与改定)

第3条 時給改定の時期は4月1日とする。時給改定の実施については、法人の業績、社会情勢等を勘案して毎年決定する。

(通勤手当)

第4条 公共交通機関実費、車については最短距離とし、km/20円を支給

(給与の支給日)

第5条 賃金締切日および支払い日 給与締め日を毎月20日とし、25日を支給日とする

(給与の支給方法)

第6条 給与は通貨をもって本人に現金支給する。

(雑 則)

第7条 この規定の実施に関し、必要な事項については、理事長が定める。

附則 この規程は、令和4年10月19日から施行する。

別表

雇用契約書(日給制)

特定非営利活動法人フードバンク福岡と ○○○○は、以下の労働条件にて雇用契約を締結する。

雇用期間	令和 ○年 6月 1日 ~ 令和 ○年 5月 31日
契約更新の有無	<input type="checkbox"/> 自動的に更新する <input type="checkbox"/> 更新する場合があります <input type="checkbox"/> 契約の更新はしない
更新の判断 (次のいずれかにより判断する)	1. 契約満了時点の業務量 2. 本人の職務能力・態度 3. 就労成績、健康状態 4. 会社の経営状況 5. 従事している業務の進捗状況 ※期間満了の30日前までに更新の手続きを完了する
試用期間	有・無
勤務場所	福岡市城南区友泉亭1-21 特定非営利活動法人フードバンク福岡事務所
仕事の内容	1. 総務・経理・労務管理 5. 上記以外に指示を受けた業務・作業全般 2. 食品管理・入出荷業務 3. 行政手続き・名簿管理 4. WAM助成事業に関する業務
始業・終業時刻 および休憩時間	1. 勤務時間 就業時間 9:00~16:00 2. 休憩時間 途中に60分 ※就業時間は業務の都合により変更することがある ※上記の就業時間以外に時間外勤務を命ずることがある ※休憩時間は分割での取得も可能とする
勤務日	勤務シフトによる(勤務日数は月13日を基本とする) ※業務の都合により休日に就業させることがある
休暇	年次有給休暇 法定通り
賃金	1. 基本日給 5,400円 交通費日給 円(公共交通機関実費、車については最短距離とし、km/20円を支給) 2. 賃金締切日および支払い日 給与締め日を毎月20日とし、25日を支給日とする (支給日 が休日にあたる時は前日に繰り上げる) 3. 賞与 有・無 4. 退職金 有・無
退職に関する事項	1. 自己都合退職の手続き 1ヶ月前までに申出、業務の引継ぎをすること 2. 解雇の事由および手続き
社会保険加入	<input type="checkbox"/> 労災保険 <input type="checkbox"/> 雇用保険 <input type="checkbox"/> 健康保険 <input type="checkbox"/> 厚生年金保険 <input type="checkbox"/> その他
その他	

雇用主 特定非営利活動法人
名称 フードバンク福岡

所在地 福岡市城南区友泉亭1-21

代表者 理事長 篠田 陽二

従業員
上記労働条件により雇用されることを承諾し、
雇用契約を締結します。

令和 ○年 ○月 ○日

住所 ○○県○○市○○町

氏名 ○○ ○○ 印